

NO. 714
令和2年(2020)
5/11(月)
臨時号



小笠原 —OGASAWARA—

村民だより

編集・発行 小笠原村総務課

〒100-2101

東京都小笠原村父島字西町

TEL04998(2)3111

FAX04998(2)3222

ホームページアドレス

<https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp>

新型コロナウイルス感染症対策臨時号

【緊急事態措置】政府による「緊急事態宣言」、東京都による「緊急事態措置」が5月31日まで延長されています。引き続き、不要不急の外出の自粛、対象施設の適切な感染防止策の実施にご協力をお願いします。

村有施設等の一般利用中止について

感染症対策のため、次の施設の一般利用を中止しています。

《村有施設》

- ・海洋センター
- ・地域福祉センター
- ・奥村交流センター
- ・扇浦交流センター
- ・ふらっとハウス
- ・小笠原小中学校体育館・音楽室
- ・奥村運動場クラブハウス
- ・大根山公園管理棟（集会利用中止）
- ・母島支所大広間（※一部事業利用あり）
- ・母島村民会館
- ・母島小中学校体育館・交流室・音楽室
- ・ロース記念館
- ・評議平運動場クラブハウス（スタジオ）

《村有施設以外の施設》

- ・ビジターセンター
 - ・水産センター
 - ・亜熱帯農業センター展示エリア
 - ・父島基地分遣隊体育館
 - ・小笠原世界遺産センター
 - ・小笠原高等学校グラウンド他開放施設
- *地域福祉センター・母島村民会館では、図書予約貸し出しを行っています。

来島・上京自粛のお願い

村では、感染症対策のため、**不要不急の来島自粛**のお願いを引き続き実施しています。

ゴールデンウィーク前には、「観光目的での来島は不要不急にあたります」と、強い自粛要請を発信しています。

また、村民に対しても**不要不急の上京の自粛**をお願いしています。

村が実施する事業・工事等においても、本土からの人の往来を伴うものは、この時期に実施することを避けられないものを除いて取りやめています。

小笠原村観光協会・小笠原母島観光協会・小笠原村商工会・小笠原ホエールウォッチング協会の4団体でも、5月26日東京出港便まで、**観光をはじめ不要不急の仕事での来島の自粛**をお願いしています。

行事等の中止・変更について

感染症対策のため、次の事業等は中止することとなりました。

《村または実行委員会が主催するもの》

- ・硫黄島訪島事業（6月）
- ・返還祭（父島・母島）（6月）

●問合せ先 総務課総務係 2-3111

母島支所庶務係 3-2111

- ・サマーフェスティバル2020（父島）

●問合せ先 サマーフェスティバル実行委員会（小笠原村観光協会内） 2-2587

《村以外が主催するもの》

- ・八丈寄港便（6月）【運航時刻変更あり】

支援策の実施について

村では、感染症の影響により生活や事業活動にお困りの方のため次の支援策を実施しています。

《緊急生活支援金》

感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し、生活が困窮している世帯への生活支援金の支給

《緊急一時貸付金》

国の雇用調整助成金を申請した事業者に対する一時貸付

*上記2制度の詳細は、村民だより5月号、村ホームページでご確認ください。

●問合せ先 総務課企画政策室 2-3111

母島支所 3-2111

《特別定額給付金》

4月27日現在、本村に住民登録されているすべての方へ一律10万円を給付

5月下旬に各世帯あてに、案内書、申請書を送付いたします。

《子育て世帯臨時特例給付金》

令和2年4月分の児童手当受給者の方へ、対象児童1名につき1万円を給付

一般受給対象者には、5月初旬に案内書を送付いたします。公務員の方は勤務先からの案内をご覧ください。

●問合せ先 村民課 2-3113

母島支所 3-2111

※その他、国や都の支援策につきましては、村ホームページでも概要を紹介しています。

村税の徴収猶予の特例について

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、村税を一時に納付・納入することが困難な方には、申請により1年以内（法人村民税の場合は法定納期限まで）の期間を限度として徴収の猶予が受けられる制度があります。

○対象となる村税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）

○申請手続

・令和2年6月30日又は納期限のいずれか遅い日までに申請する必要があります。（納期限の前月から申請することが可能です。口座自動引落をご利用の方は早めに申請してください。）

○必要書類

- ・徴収猶予申請書（特）（ホームページから入手できます）
- ・財産収支状況書（特）（ホームページから入手できます）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少を証する書類（売上帳、現金出納帳、給与明細、預金通帳等）
- ・一時に納付・納入が困難であることを証する書類（現金出納帳、預金通帳等）

●問合せ先

財政課税務係（国民健康保険税以外） 2-3112
村民課住民係（国民健康保険税） 2-3113

※父島では、申請時の密集を回避するため、6月30日までの申請受付は、予約制とさせていただきます。

相談・受診の際は

○新型コロナウイルス感染症がご心配な方

【相談の目安】

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、風邪の症状や37.5℃以上の発熱が2日程度続く場合、又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
※なお、近日中に相談の目安が改定される予定であり、改定されましたら、村ホームページでお知らせします。

【相談先】新型コロナ受診相談窓口

平日日中 島しょ保健所小笠原出張所 2-2951

夜間休日 合同電話センター03-5320-4592

*つながらない場合 090-4613-0786

○診療所受診をご希望の方

現在、感染拡大防止のため、次の通り対応しています。
小笠原村診療所（父島）：診療所に来院される方で、咳などの呼吸器症状や発熱などを有する方は、必ず、事前に電話でご連絡ください。

母島診療所：予約診療制です。朝8:30～（午後診時は13:30～）電話での予約も受け付けています。

各証明書の交付手数料について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う貸付等の各種支援制度等に必要な証明書（住民票の写し等）について、当面の間、交付手数料を無料といたします。窓口で申請する際に、新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援制度に使用する旨を申し出てください。

●問合せ先 村民課住民係 2-3113

感染防止のためにお願いしたいこと

国より、新型コロナウイルス感染予防のため、今後、日常生活の中で取り入れていただきたい「新しい生活様式」の実践例が示されました。村民の皆様におかれても、感染防止にご協力をお願いいたします。

「新しい生活様式」の実践例

令和2年5月7日厚生労働省発表（一部抜粋）

（1）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

（2）日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 □咳エチケットの徹底 □こまめに換気
- 身体的距離の確保 □「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



国民年金保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げ減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

詳しくは村民だより6月号でお知らせします。

お急ぎの方はお問い合わせください。

●問合せ先 村民課住民係 2-3113

寄附金の募集について

国や都の各種施策だけではなく、村独自感染症対策や生活支援対策などの事業に取り組んでいます。

村ではこれらの対策に活用させていただくために寄附金の募集を始めることといたしました。

詳しくは、村民だより6月号でお知らせいたします。

●問合せ先 財政課財政係 2-3112